

平成21年 No. 9

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

制定理由

助教諭を採用することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 3 月 11 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年 3 月12日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第 6 号

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：助教諭を採用することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程において「附属学校教員」とは、副校長（幼稚園にあつては、副園長。以下同じ。）、主幹教諭、<u>教諭（国際中等教育学校にあつては、助教諭を含む。以下同じ。）</u>、養護教諭及び栄養教諭をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程において「附属学校教員」とは、副校長（幼稚園にあつては、副園長。以下同じ。）、主幹教諭、<u>教諭</u>、養護教諭及び栄養教諭をいう。 〔省略〕